

第十八條 本規約は大會出席者三分の二以上賛成するに於て之を修正することを得る

支部規約準則

第一章 總則

第一條 當支部は日本労働組合總聯合會に属する支部と稱す

第二條 當支部は日本労働組合總聯合會の主義綱領を實踐することを以て目的とす

第二章 構 造

第三條 當支部に左の機關を置く

- 一 總會
- 二 幹事會

第四條 總會は毎年一回、幹事會の決議を経て支部長之れを召集す
但し幹事會は必要と認めたる時は臨時總會を召集することを得
總會は支部員全員を以て組織し當支部最高決議機關とし通場一致を原則とす

第五條

第六條 幹事會は支部役員を以て組織し當支部の執行機關とす

第七條 幹事會は必要に應じ左の専門部を置く事を權

- 組織 教育 政治 購買 救済 婦人

少年 家庭

第三章 役 員

第八條 當支部に左の役員を置く

- 一 支部長 一名
- 二 幹事長 一名
- 三 會計 一名

以 幹事 若干名

第九條 支部長は當支部を統轄し、幹事長は支部長を輔佐し、會計は會計事務を處理す

し、幹事會は會務を分担執行するものとす

第十條 當支部役員は總會に於て選挙し其の任期を一年とす

但し總會より總會に至る期間に於ては幹事會之を補任することを得